

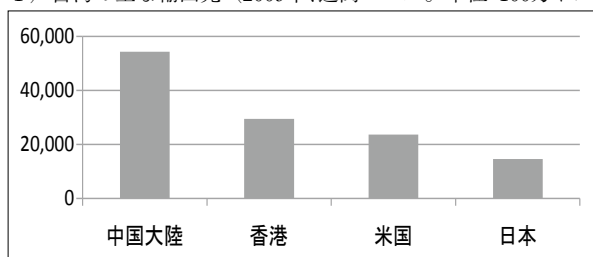
日台連携で、東アジア市場を切り開くヒント ～台湾企業の中華圏市場ネットワーク～

ジェトロ山口では、山口県、下関市と連携して、2009-2010年度に山口県と台湾の環境関連産業の交流事業（地域間交流支援(RIT)事業）を実施した。この事業で台湾企業と成約した企業の中には、台湾企業と連携することで、マレーシア、シンガポール、ベトナムなどの東アジア市場への販路開拓を進めている事例もある。台湾企業の中華圏市場ネットワークについて、概要を紹介したい。

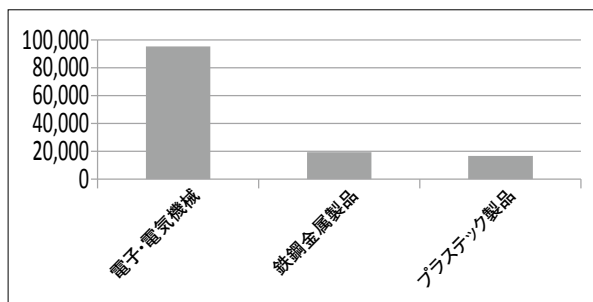
台湾の輸出入統計

2009年台湾の貿易総額は3,780億4510万ドル、約日本の3分の1に相当する。うち輸出は2,036億7,460万ドル、輸入は1,743億7,050万ドル。『ジェトロ貿易投資白書』（2010年度版・台湾編）より、台湾の輸出入および対外投資の統計概要は以下のとおり。

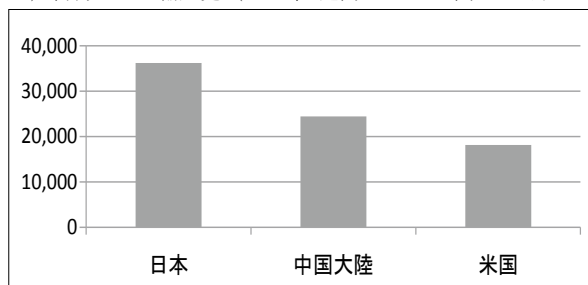
1) 台湾の主な輸出先（2009年、通関ベース。単位:100万ドル）



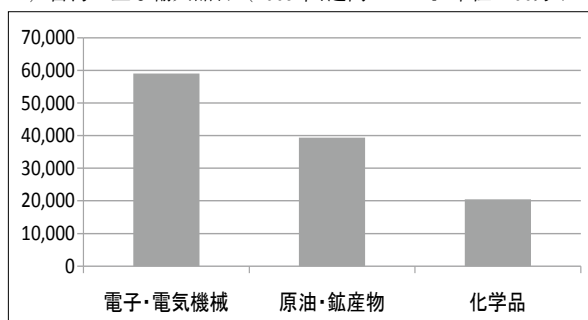
2) 台湾の主な輸出品目（2009年、通関ベース。単位:100万ドル）



3) 台湾の主な輸入先（2009年、通関ベース。単位:100万ドル）



4) 台湾の主な輸入品目（2009年、通関ベース。単位:100万ドル）



台湾の対外投資

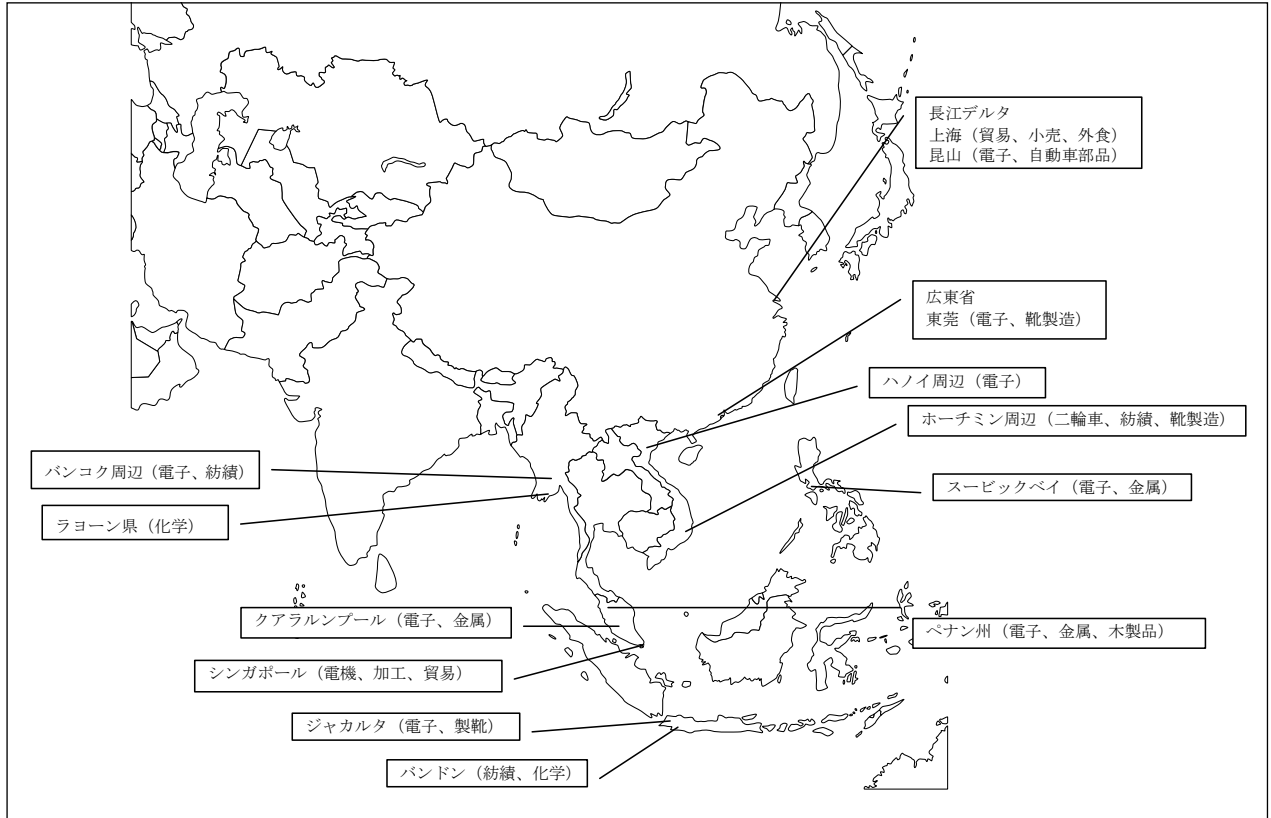
2009年台湾の主な対外投資先及び投資事例（投資金額は認可ベース）は、以下のとおり。

順位	国・地域	投資高	主な事例
1	中国	71億ドル	旭発投資が聯発博動科技（北京）へ間接増資（11,700万ドル）
			緯創資通が緯創資通（泰州）へ間接増資（10,000万ドル）
			佳格食品が上海佳格食品へ間接増資（8,000万ドル）
			正新橡膠工業が正新橡膠中国の株式22.36%を取得（6,878万ドル）
2	米国	11億ドル	光宝科技が光宝光源科技（常州）へ間接増資（6,100万ドル）
			中外古今がE INK CORPORATIONへ間接増資（20,300万ドル）
3	英領中米地域	5億ドル	中国信託商業銀行がCHINATRUST CAPITAL CORPORATIONへ増資（13,000万ドル）
			ASEがJ&R HOLDING（バミューダ諸島）へ増資（25,352万ドル）
			台達電子（DELTA）がDELTA NETWORKS（ケイマン諸島）の株式40.5%を取得（14,134万ドル）
			※タックスヘブンである同地域はよく投資の中継点として利用されている

出所：『ジェトロ貿易投資白書』（2010年版・台湾編）

東アジアにおける台湾企業の主な集積地域

各国・地域における台湾企業の集積地域の特徴を以下のとおり地図にまとめた。



台湾の対外投資の7割以上が**中国大陸**向けとなっており、食品と流通業、電子・電子部品（パソコン関連）、機械製造などが中心である。**香港**は、中国大陸への中継地として、貿易、サービス、金融などが多い。

シンガポールは、アセアン諸国ほど投資が進んでいないが、台湾の半導体大手の台積電、聯電が工場を設立している。**ベトナム**は、中国投資と比較して人件費も安いことから中小企業を中心とした食品、飲料、紡績、ゴム製品などの労働集約産業が多い。**マレーシア**は、1990年頃から台湾投資がさかんで、一時最大の投資先国であったが、現在は停滞している。電子、金属、紡績関連が中心となっている。**タイ**は、電子・電気機器、機械・金属加工、繊維などだが、最近の政治不安定要素や中国とベトナムの台頭もあり、減少傾向である。**フィリピン**は、セメント、自動車、コンビニ、繊維、農業、水産業、

電子・電機製品、不動産など中小企業が中心だが、ここ数年コスト上昇により、投資メリットが少なくなっている。**インドネシア**は、貿易、金属機械、繊維、紡績、電子部品などが多くなっている。

台湾には、台湾の貿易投資を促進する政府系機関である**中華民国対外貿易発展協会 (TAITRA)**、台湾系企業の民間商業団体である**台商協会**など、各国・地域に広範なネットワークを持つ組織がある。日本の中小企業が台湾企業と連携することで、台湾企業の持つこのようなネットワークを活用することができる。これにより、中華圏市場への販路拡大のチャンスが広がる可能性は大きいだろう。

(資料：『台湾企業の中華圏市場ネットワークに関する調査報告書』(2011年3月)より/
まとめ ジェトロ山口 林 裕子)

中国において商標出願されている日本の都道府県名は27、政令指定都市名は3！ ～抜け駆け出願にどのような対策があるのか？～

中国で出願・登録されていない外国の商標が、中国国内の第三者によって先に出願・登録（抜け駆け登録）される事例が問題になっている。

1. 抜け駆け出願の例

特許庁よりジェトロ北京センターが委託を受けて調査したところ、2010年3月の時点で、都道府県名のうち27の名称が、指令指定都市では3つの名称において、日本の府県名および政令都市名等でほぼ同一の商標出願が確認されている。

<出願されている都道府県名>

北海道、青森、宮城、秋田、福島、群馬、千葉、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、京都、兵庫、和歌山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島

<出願されている政令指定都市名>

名古屋、川崎、浜松

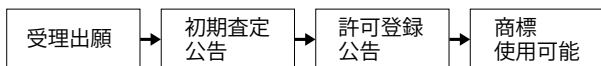
この他、日企業関連で有名な抜け駆け商標出願の事例としては、「クレヨンしんちゃん」の中国語名およびキャラクター、良品計画の「無印良品」および「MUJI」など、そして、地域ブランドでは「美農焼」などが報道されている。

2. なぜ、抜け駆け出願をするのか

中国で外国の商標を抜け駆け出願するのは、①ビジネス活動のグローバル化に対し、外国企業等による商標の中国出願が適切に行われていないこと、②インターネットなどで、誰でも外国のブランド等の情報を容易に入手でき、抜け駆け出願が容易であること、③外国のブランド等を自分のビジネスに利用したい、登録商標を高値で買い取らせたいという中国企業の意図から、④商標法制度が先願主義を採用しており、商標出願・登録のコストが比較的安いことなどが考えられる。

3. 抜け駆け出願された時の対策は？

法的対抗措置には、2つのタイミングがある。



一つ目は、「こうした商標が公示されますよ」という「初期査定公告」から3ヵ月以内に異議申し立てをし、異議が認められると比較的短期間で登録が不認可になる。もう一つのタイミングは、商標権が登録されたことを知らせる「認可登録公告」から5年以内に異議申し立てを行う。現在、あまりにも件数が多く、商標審査委員会で長時間待たされる場合もある。その後、行政訴訟で、二審までもつれ込めば、さらに時間がかかる。

4. 商標登録の取り消しに成功した事例

二審までもつれ込んで、中国の第三者による抜け駆け商標登録の取り消しに成功した事例には、以下のようなものがある。

①株式会社 ニフコ

2003年9月に商標審査委員会に取消裁定を申し立て、第一審判決は2006年9月、第二審判決は2007年3月を経て、中国側の商標の取消しが認められた。

②株式会社 良品計画

株式会社無印良品計画は、1984年および95年に日本で「無印良品」、「無印良品MUJI」の商法登録。91年には香港で登録したほか、その他の国でも商標登録を受けていた。中国企業は94年2月に「無印良品」商標の登録出願を行い、95年11月に商標局の審査確認を経て登録が認められた。その後、2005年11月に商標審査委員会は中国企業に「無印良品」商標を取り消すとの裁定を下した。中国企業は、取消裁定を不服とし提訴したが、2006年8月に第一審判決、2007年10月に第二審判決を経て、中国企業の商標の取消しの裁定が下された。

中国企業により抜け駆け出願された商標の取消しには、時間もコストもかかるため、事前に費用対効果を検討することが賢明であろう。

（資料：2011年6月20日ジェトロ北京センター記者発表資料、『中国商標権冒認出願対策マニュアル（平成20年度特許庁委託事業）』2009年3月ジェトロ北京センター、『海外ニセモノ対策』ジェトロURL等より／まとめ ジェトロ山口）



ジェトロのURLでは、日本企業の模倣品・海賊版被害が最も深刻な中国における模倣品・商標先駆け登録問題に焦点を当て、その実態と対策についてアニメーション形式で解説しています。

1章 ニセモノ商品に要注意！、2章 ニセモノ商品事例紹介、3章 商標権は先手必勝！、4章 商標権事例紹介、
5章 模倣品被害はこんなに怖い、6章 模倣品についての対策、7章 商標先駆け登録問題への対策、
8章 ジェトロの知的財産関連保護サービスなど
<http://www.jetro.go.jp/theme/ip/animation/>

台湾においてすでに商標登録された日本の地名、その対策は？



ツアア&ツアイ国際法律事務所
(台湾大手法律事務所)
顧問 張 淑 芬

台湾のうどん屋「讃岐」の使用禁止？

2006年香川県でうどん作りの修行をした日本人が台北で念願のうどん屋をオープンした。その味は、香川県より「讃岐うどん大使」として任命されたほど、地元の讃岐うどんそのものの味だった。しかし、翌年、突然、台湾のある大手企業から店の看板の「讃岐」の使用禁止の内容証明が送られた。その理由は「讃岐」が台湾で1999年にすでに商標として登録されているということだった。なぜ日本の地名は台湾で商標として登録されるのか？あまりにも理不尽と考えたこのうどん屋は、同登録は台湾商標法23条に反すると主張し、2008年に主務機関智慧財産局（以下、智財局という）に商標の無効審判を請求した。智財局は、うどん屋の提示した膨大な資料を確認し、讃岐は古い日本の地名であるが、「讃岐うどん」が、日本および台湾で人気があること、そして、知名度が高いこと等もあり、うどん屋側の主張を認め、2010年11月29日に中台評字第H00970082号評定を下し、「讃岐」の商標を無効にした。ただし、商標権者は、また主務機関に訴願の行政救済、裁判所に訴訟提起の権利を有するため、本件は最終的には、確定的な結果はまだ出ていない。

台湾では難しい地名の商標登録

台湾商標法第23条1項11号では、「公衆にその商品又は役務の性質、品質、又は産地について誤認、誤信させるおそれがあるもの」の商標の登録は認められないと定めている。従って、地名はそもそも商標として登録されるのは難しい。本件「讃岐」の出願が認められたのは、単に、智財局が「讃岐」が日本の地名であることを知らなかっただけだと思われる。

ただ、台湾においては、日本の地名を商標として出願登録する事例は少なくない。(財)交流協会の統計資料によると、台湾において、日本の地名とほぼ同一の商標出願が確認されている都道府県名は23件で、政令指定都市名は2件、旧地名（「讃岐」）も1件ある¹。このような状況で、讃岐事件と同じような紛争は、日本企業の台湾でのビジネス展開に支障をきたす。これに鑑み、(財)交流協会台北事務所では、台湾の商標制度の紹介、手続等の情報を提供し、個別相談の対応も行っている²。日本工商会も、日本の地名や典故が登録されないように商標審査の参考資料として智財局にリストを提供している。

まず、商標の検索で確認、早めの登録を

台湾の商標は、日本と同様、登録主義³を採用している。よって、台湾に進出しようとする日本企業には、このような商標登録に関する懸念があれば、(財)交流協会の説明を参考にし、まず関連商標を検索することを勧めたい。そして、これから登録しようとする商標がまた出願、登録されていない場合は、早急に出願することである。ただ、地名文字のみの商標は、登録拒否、取消等のリスクがあるので、図形を組み合わせたロゴマーク等、ひと目で違いのわかる商標を出願することが望ましい。なお、商標における「地名」の部分は智財局に専用権放棄⁴を声明することが要請される可能性が高い。

もし、地名がすでに登録された場合、登録された期間によって、異議申立か、商標の無効審判を提起することができる⁵。もし、地名商標を取消することができなかった場合、地名の使用は商標法第30条における善意且つ合理的に使用する方法で、商品産地に関する説明の表示で、商標として使用しないということに該当すれば、他人の商標権の効力による拘束を受けないと主張することが可能である。

台湾において商標権の無断使用等は、刑罰が適用されるので、権利者から使用警告が来ると、たとえ自分は日本での権利者であっても、その通知を無視せず、すぐ専門家、または(財)交流協会に相談すること。

なお、台湾では、日本と同様に「団体商標」の登録制度⁶がある。各地方の名産品等を台湾で販売することを考えている場合は、地域団体商標の出願もひとつの良い対策と考えられる。

1 これらの出願は、台湾籍のものに加え、日本国籍のほか他国・地域の国籍のものからの出願も含まれている。なお、登録された文字は、たまたま日本の地名と同じ漢字で、読み方も、意味も異なる商標もある。

2 (財)交流協会のお知らせおよび相談窓口が掲載されるWEBSITEは以下を参照。 http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/98B693BA8A614BEF492574750021CE0F?OpenDocument

3 商標権は、商標の使用によって発生するものを使用主義という。一方、登録によって商標権が発生するものを登録主義という。台湾は、日本と同様、登録主義を採用している。

4 出願商標の構成部に識別力のない部分（例えば、地名）がある場合であっても、その専用権放棄を行うことにより、出願商標全体としての登録を受けることが可能となる。

5 日本の地名が台湾で商標として登録された場合の対策については、以下を参照。『交流』（(財)交流協会、2010年8月号、No.833）<http://www.kanaepat.jp/data/kr201008.pdf#search=>

6 現行商標法第76条、今年新改正商標法第88条。例えば、「地名+〇〇」の登録である。但し、地域団体商標は、組合、協会等の出願しか認めず、個人や企業は出願できない。

貿易記念日講演会の概要報告

ジェトロでは去る7月21日、(財)山口県国際総合センター、山口県、下関市、下関商工会議所、山口県商工会議所連合会との共催にて、ベトナムと韓国の最新経済情報をお届けする講演会を開催した。以下、講演の概要について報告する。

インドシナ国家としてのベトナム

ベトナムについては、この3月までジェトロ・ハノイセンター所長を務め、現在は海外調査部主任調査研究員である守部裕行が講演を行った。

まず地理的な把握として、インドシナ半島東岸に南北の細長い国土を持つベトナムは、現在整備の進んでいる東西の回廊などで接続する周辺諸国等とのつながりで考える必要がある。

- (1) ハイフォン・ハノイから中国広西チワン族自治区に接続する南寧－ハノイ回廊
- (2) ハイフォン・ハノイから中国雲南省に接続する昆明－ハノイ回廊
- (3) ダナン・フエからタイのムクダハーン、ミャンマーのモーラメインに接続する東西回廊
- (4) ホーチミンからカンボジアのプノンペン、タイのバンコクに接続する第2東西回廊

これらの回廊に加え、中国雲南省の昆明、ラオスのビエンチャン・チェンコーン、タイのバンコクを接続する東北回廊をもって、インドシナ半島を縦横に結ぶ大動脈と位置づけられており、将来の半島全体の発展への布石となっている。

快調とまではいかないベトナムのマクロ経済

ここ数年のベトナムの実質GDP成長率は5%台から8%台と比較的高い水準になっているが、消費者物価上昇率がこれを上回る状態が続いており、順風満帆とまでは行かない状況だ。

またドン／ドル為替レートがじりじりとドン安に振れており、工業生産の伸びに伴い資本財

や原料の輸入が必須であるベトナムにとっては、苦しい材料となっている。

輸出品としては原油、縫製品、履物、水産品などが主になっているが、原油についてはベトナム国内に石油精製施設が整備されてきているのに伴い輸出額が減少している。また電子部品類の輸出が順調に伸びてきている。

輸入では機械・設備、石油製品、鉄・屑鉄、織布が上位を占めているが、石油製品については上述のとおり国内生産が進んできていることから減少が続いている。

これといった資源を持たないベトナムとしては、現状では安価な人件費を武器とし、生産設備や原材料を輸入し、国内で加工して輸出するスタイルで経済成長を進めていかざるを得ない状況である。

ベトナムへの企業進出は加工メーカーが主体

日本の対ベトナム新規直接投資件数はリーマンショックの影響で2008年～09年にかけて大きく落ち込みを見せたが、2010年時点では2007年の水準から見ればまだ低いものの、一定の回復傾向が見られる。

日系企業の分布状況を見てみると、ホーチミンを中心とした南部においては中堅・中小部品メーカーの進出が中心であり、独資の輸出加工型企業やベトナム国内の内需指向型のメーカーが多くなっている。

北部については大企業のセットメーカーの進出が中心で、独資の輸出加工型、内需向け合弁企業などが見られる。

ベトナムは共産党の一党独裁国家であるが、

現状では国民生活における大きな不安材料がないため、かなり安定度が高い政治状況であるといえる。また、外国からの直接投資が安定していることにより、消費市場や建設・インフラ市場が拡大を見せてきていることもなどが、ベトナムとのビジネスを進める上での好材料として挙げられる。

いっぽう、現状ではベトナムのワーカークラスはかなり低い水準ではあるが、人件費の上昇がかなり急になっていること、インフレによるコスト増、ドン安と外貨の不足、都市部の労働者の不足、インフラ整備の遅延などの懸念材料もあるため、ベトナムとのビジネスを進めていくには、入念なフィージビリティ・スタディが不可欠であるといえる。

全体として順調な韓国経済

韓国についての講演は、2011年3月までジェトロ・ソウルセンター次長を務め、現在は海外調査部主査である百本和弘が担当した。

韓国経済はリーマンショックの影響からいち早くV字回復しており、2010年の実質GDP成長率は6.2%となった。リーマンショックの際には好調な輸出が経済を下支えし、これを回復のバネとした格好である。

ただ、2010年度末以降、物価の上昇が懸念材料となってきている。中央銀行である韓国銀行の消費者物価安定目標は2.0%から4.0%のレンジに定められているが、このところ6ヵ月連続で目標上限値である4.0%を超えた状態が続いている。このため、好調を続けた個人消費にも伸び悩みが出るなど、景気減速につながりかねない要素となっている。

また高学歴社会であることにより、若年層の労働需給に構造的なミスマッチが存在している。若年層の失業率は8%前後という比較的高い水準で推移してきており、物価問題と並び政府の重点課題となっている。

リーマンショックの影響で急減した外貨準備高はその後回復し、2011年4月末には過去最高を記録、外貨流動性不安は完全に解消されている。

ウォン／ドル為替レートはじりじりとウォン高が進んでいるが、ウォン／円レートについては円高基調が続いており、日韓のコスト格差は縮小しない状態が続いている。

韓国の輸出は中国への依存度が高く全体の1/4程度を占めており、大きく黒字を稼いでいる中国市場への過度の依存を懸念する向きもある。また輸出商品を生産するのに必須である生産設備や部品等の調達元が日本となっており、構造的な赤字の状態が続いているため、これを縮小していくことが政治的課題ともなっている。

全体を俯瞰すると、堅調な輸出が今後も経済を牽引する見通しだが、物価上昇および、輸出先国である中国の緊縮政策、欧州の財政危機、米国市場の回復の遅れなどがリスク要因として挙げられる。

なお、2011年の実質GDP成長率は4%台半ばというのが一般的な予測となっている。

内需志向型の直接投資が増加

日本の対韓直接投資は、2000年代半ばには液晶関連を中心とした韓国企業向けの生産販売拠点の設立に集中していたが、このところ対象分野の分散化傾向が見られるようになってきている。目立って増えてきているのは、最終消費者向けの生産販売拠点で、外食産業の進出なども活発化している。ジェトロが在韓日系企業に対して実施したアンケート調査の結果を見ても、こうした内需開拓を重視している企業が多くなってきていることから、日本企業にとっての韓国の位置づけとして、韓国企業向けあるいは中国企業向けの生産販売拠点というものに加え、市場としての韓国、といった要素が重要になりつつあると考えられる。

(ジェトロ山口／井手謙太郎)